

一般廃棄物収集運搬業許可書

指令第 238 号
令和6年3月25日

有限会社 元クリーン 様

北茨城市長 豊田 稔



令和6年2月14日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可について、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(可燃ごみ)
収集運搬の別	収集・運搬
処分の場所	高北清掃センター
営業区域	北茨城市内
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日

許可条件

- 許可年限は2年とする。
- この許可書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 所内の搬入及び作業方法については、係員の指示にしたがわなければならない。
- 車両には事業所名を表示しなければならない。

この写しは、原本と相違ありません。

有限会社 元クリーン

319-1546

0293-42-0903

茨城県北茨城市磯原町大塚1491-2

